

1 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表八一
平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「33」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。
「43」欄は、証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）の収益の分配については、「42」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の50/100（1/2）又は25/100（1/4）に相当する金額を記載します。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)		1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)		16	円
関係法人株式等の計算	受取配当等の額 (41の計)		2	関係法人株式等の計算	受取配当等の額 (41の計)		17
	負債利子等の額	当期に支払う負債利子等の額	3		負債利子等の額	当期に支払う負債利子等の額	18
		連結法人に支払う負債利子等の額	4			特別利子の額	19
		特別利子の額	5			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	20
		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	6			超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	21
		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	7			計 (18)-(19)-(20)+(21)	22
		計 (3)-(4)-(5)-(6)+(7)	8			平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	23
		総資産価額 (34の計)	9			同上の各事業年度の関係法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	24
	期末関係法人株式等の帳簿価額 (35の計)	10	負債利子控除割合 $\frac{(24)}{(23)}$ (小数点以下3位未満切捨て)		25		
	受取配当等の額から 控除する負債利子等の額 (8)× $\frac{(10)}{(9)}$	11	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (22)×(25)		26		
受取配当等の額 (45の計)	12	受取配当等の額 (45の計)	27				
その他株式等	期末その他株式等の帳簿価額 (36の計) + (37の計)	13	その他株式等	(23)の各事業年度のその他株式等に係る負債利子等の額の合計額	28		
	受取配当等の額から 控除する負債利子等の額 (8)× $\frac{(13)}{(9)}$	14		負債利子控除割合 $\frac{(28)}{(23)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	29		
	受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%	15		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (22)×(29)	30		
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%				受取配当等の益金不算入額 (16)+(17)-(26)+(27)-(30)×50%			

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (32)-(33)	期末関係法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額 株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × $\frac{50 \text{ 又は } 25}{100}$
	32	33	34	35	36	37
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額	
				38	
関係法人株式等 <td>法人名</td> <td>本店の所在地</td> <td>効力発生日までの保有期間</td> <td>保有割合</td> <td>受取配当等の額</td>	法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間	保有割合	受取配当等の額
					39
					左のうち益金の額に算入される金額
その他株式等 <td>法人名又は銘柄</td> <td>本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)</td> <td colspan="2">受取配当等の額 (その収入額×$\frac{100.50 \text{ 又は } 125}{100}$)</td> <td>左のうち益金の額に算入される金額</td>	法人名又は銘柄	本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)	受取配当等の額 (その収入額× $\frac{100.50 \text{ 又は } 125}{100}$)		左のうち益金の額に算入される金額
			42		43
					左のうち益金の額に算入される金額